

# 視 座

## 東日本大震災における宮城県警察医会の対応 —警察医の業務と警察活動に関連する警察医の全国実態調査も含めて—

宮城県医師会理事

日 野 宏

昨年3月11日に起こった東日本大震災により、県内でも多くの方が亡くなり、行方不明者もまだたくさんいるなかで、あの地震から1年を経過して、検視態勢もほぼ収束を迎え、一つの区切りとして、宮城県医師会の会員の先生方及び他県からの多くの医師の方々に、ご協力を頂きながら活動した宮城県警察医会の昨年1年間の大震災後の対応をまとめてみました。

昨年3月11日の震災発生直後に、県警本部では災害警備非常態勢を敷き、災害警備本部を設置。警察庁へ広域緊急援助派遣を要請しました。「津波により多くの死亡者が発生した。」との報により、同日夜までに検視会場、遺体安置所の設置個所を決定し、時を同じくして警察医会長、仙台市医師会に検案医師の派遣が要請されました。県内各地からの連絡が途絶えている中で、翌日夜が明けてから、各地より沿岸部の悲惨な状況が分かり、広域での検視態勢が必要となり、宮城県医師会に検案医師の派遣要請がなされました。電気、水道等のライフラインが回復しないまま、朝から県内8箇所の検案所で検視業務が開始されました。3日目で降ライフラインが回復し、他県の検視班や検案医師、さらに法医学会からの応援も宮城県に入り、検案態勢は飛躍的に改善されました。1週間後からは郡市医師会からの応援の先生方（県医師会からの要請による）も入り、各検案所のローテートが確立し、他県からの応援医師は県警本部の調整の元で、各検案所に過不足無く配置されました。それに伴い検案態勢も縮小されました。発見遺体数が極端に減少して、収束状態に至ったのは震災発生から2カ月後のことでした。

検案医師の派遣延べ人数は、本県警察医17名、警察協力医4名、東北大学10名、宮城県医師会（本県46名、他県13名）、仙台市医師会（本県5名、他県26名）、警察庁派遣（他県96名）、その他ボランティア（本県4名）でした。皆様大変ご苦労様でした。

昨年秋に、宮城県警察本部と宮城県警察医会とで、「震災の記録－3. 11東日本大震災における宮城県の死体検案報告－」をまとめました。昨年3月11日～7月11日までの死者数9,300人の死因については、溺死92.3%、損傷死1.7%、焼死1.0%、圧死0.5%、その他0.6%、不詳3.8%でした。つまり、92%が溺死であり、殆どは津波に罹災したもので、建築物の倒壊による圧死は0.5%にすぎませんでした。身元不明遺体対策としては、指紋、掌紋も採取、デンタルチャート、DNA型採取を適宜組み合わせ、誤認を予防しました。2010年における宮城県の一般検視数は約2,700件程でしたので、その3倍を超える死者が発生したことになります。

ここで「警察医」の業務について書かせていただきますが、以前2009年3月号の宮城県医師会報に、宮城県警察医会会長：今野喜郎先生（今野外科整形外科院長）がお書きになっておられました。宮城県における警察医は県内23警察署に1～2名の医師が任命され、法医歯科医師1人を含む27名の医師と数名の警察協力医および東北大学法医学によって「宮城県警察医会」が構成されています。警察医および警察協力医は概ね開業医から選定され、県警本部長から辞令が公布され、地元警察署と伴に業務にあたっています。



警察医は、①警察署職員の健康管理、②留置人の健康管理、③異常死体の検案の3つの業務があり、①と②は産業医的な業務であります。警察医の最も重要な業務は③の死体検案業務です。死体検案は、異状死体（変死体）として医師もしくは一般人より警察署に届け出がなされると、直ちに警察官が現場に急行し、現場もしくは警察署にて「検視」が行われます。その際に検視に立ち会い、体温（直腸温）・硬直・死斑等の体表所見および状況、また病歴などから死因、死亡時刻を推定し、「死体検案書」を作成するのが警察医の仕事であります。よくテレビドラマ等にて「監察医」の文字を見ますが、「監察医」というのは死体解剖保存法（1949年（昭和24年）施行）第8条の規定に基づき、その地域の知事が任命する行政解剖を行う医師のことであり、「監察医制度」は1947年（昭和22年）に人口上位7都市、すなわち東京23区、大阪市、京都市、名古屋市、横浜市、神戸市、福岡市に導入されましたが、昭和26年には京都市と福岡市で同制度は廃止され、現在では残る5都市で運用されています。その他の県では、医師会の開業医の先生方が自院の仕事の他に、「警察医」あるいは「警察協力医」として非常勤の形で勤務している形をとっています。

2010年末に日本医師会より、「警察活動に関連する医療業務に携わる医師の実態調査」について各都道府県医師会にアンケート調査が行われ、2011年2月にその集計結果が還付されました。その結果によりますと、東京・鳥取・佐賀を除く県医師会より回答があり、「警察医会」もしくは「警察協力医会」がほとんどの県で存在していますが、長野県と岐阜県では県医師会で対応しているようです。東京23区には、「東京都監察医務院」という東京23区のすべての異常死体を扱う検案専門施設があるため、回答がありませんでした。アンケート集計から、警察医組織の設置場所については、「医師会」が18か所、「警察」が18か所、「法医学教室」が4か所、「個人宅」が3か所でした。その他の3か所は、「組織はない」との回答でした。宮城県では「警察（県警）」内にあります。また、県医師会と警察医組織の関係については、「一体または医師会内に事務所がある」が17か所、医師会長が顧問を務めるなど、「連携がある」が14か所、「連携がないまたは希薄」が10か所でした。宮城県の場合、警察医会は県警本部と組織的に繋がっており、医師会からは「中立」という立場をとっている為に、県医師会や郡市医師会とは距離をおいて活動をしています。よって、「連携はあるが、希薄である」と回答しました。その他、研修会の有無については、「研修会・勉強会などを年1回以上行っている」という都道府県は35か所でした。宮城県警察医会では春と秋の年2回、東北大学の舟山教授をはじめとする教室のスタッフに専門的な講義を拝聴し、法医学の知識を深め日頃の業務の糧と致しております。警察医間でも、日常の検案業務で困ったことなども話し合っています。

以上、警察医の業務、宮城県警察医会の活動について書きましたが、今後とも宮城県警察医会の活動にご理解とご協力をお願いいたします。